

スーダン  
意匠法  
1974年法律第12号

目次

第1部 序則

第1条

第2条

第2部 意匠庁及び意匠諮問委員会

第3条

第4条

第3部 保護の範囲及び条件

第5条

第6条

第7条

第8条

第9条

第10条

第4部 法的保護に対する権利

第11条

第12条

第13条

第14条

第5部 登録手続

第15条

第16条

第17条

第18条

第19条

第20条

第21条

第22条

第6部 意匠登録の期間及び更新

第23条

第24条

第7部 意匠登録により付与される権利

第25条

第26条

第8部 出願の譲渡及び移転並びに登録により付与される共有財産権の登録

第27条

第28条

第9部 ライセンス

第29条

第30条

第31条

第32条

第33条

第34条

第10部 放棄及び無効

第35条

第36条

第37条

第11部 意匠登録により付与された権利の侵害

第38条

第39条

第40条

第41条

第42条

第43条

## 第1部 序則

### 第1条

本法は、「1974年意匠法」として引用することができる。

### 第2条

本法において、文脈上、別意に解釈することを必要としない限り、

「裁判所」とは、州裁判所を意味する。

「意匠」とは、工業品又は手工品に特別な外観を与えるために形成される線又は色彩の組合せ又は色彩に限定されるか否かを問わないプラスチックの形状を意味する。ただし、当該形状又は組合せが工業デザインとして又は手工デザインとして使用可能であることを条件とする。

「大臣」とは、財務・経済計画大臣を意味する。

「意匠庁」とは、第3条に従って設置される庁を意味する。

「承継人」とは、発明者にとって代わる者で、発明者に付与されているすべての権利を有する者を意味する。

「規則」とは、本法に従って策定される規則を意味する。

「指定宛先」とは、スーダン民主共和国内にあり、登録出願人が指示及び通知を自己に送付することができる場所として指定する宛先を意味する。

## 第2部 意匠庁及び意匠諮問委員会

### 第3条

大臣は、本法の規定により自己に付与される機能を実施するために、意匠に関する庁を設置することができる。

### 第4条

大臣は、意匠の登録出願に関する意見を与えることを目的として、「意匠諮問委員会」と称する委員会を設置ことができ、係る委員会の機能は大臣が定めるものとする。

### 第3部 保護の範囲及び条件

#### 第5条

- (1) 意匠创作者は、本法が制定するすべての条件及び手続に適合する限り、他の法律に基づいて自己に付与される権利を侵害されることなく、本法において定める権利を享受する。
- (2) 本法が付与する保護は、意匠の目的が単に技術的な結果を達成するためである場合には、意匠のいずれの部分にも及ばない。

#### 第6条

- (1) 意匠は、本法の規定に従って登録されない限り、本法に基づく保護を享受しない。
- (2) 意匠の登録は、自己の出願がすべての権利条件を充足した最初の者又は外国においてそれより早い日に登録出願を行ったことを根拠として、条件を満たすことにより登録優先権を適法に出願することになる最初の者に対して、法律に従って付与される。

#### 第7条

- (1) 新規の意匠のみが、本法に規定する保護を享受する。
- (2) 公共の利益又は道徳に反する意匠は、本法に基づいて保護されない。

#### 第8条

- (1) 出願の発送は、係る出願時点において意匠に新規性があると推定する。
- (2) 意匠は、場所を問わず、また登録出願日の前又は法的に主張可能となった日の前の先の使用によるか説明によるかの手段を問わず、公衆の利用に供されている場合は、当該意匠が公衆の利用に供されていることを知る立場になかったことをその创作者が証明しない限り、新規とはみなされない。
- (3) 意匠は、登録出願の提出に先立つ6月の期間内に、创作者又はその承継人がこれを国内的又は国際的に認知された博覧会に出展したという事実のみを理由としては、公衆の利用に供されていたとはみなされない。
- (4) 意匠は、先行意匠からの軽微な差異を含むという理由又は他の意匠が関係するものとは異なるプロセスに関係するという理由では、新規とはみなされない。

#### 第9条

スーダン民主共和国が当事国であるか又は当事国となる二国間又は多国間の国際条約の規定は、係る条約の加盟国の国民又はその代理人の権利を規制するために適用する。

#### 第10条

前条に該当しない外国人は、ある国が互惠待遇を付与しないという理由で係る国の国民又はそれに類する者に対してこれらの規定の適用を停止する旨の命令を大臣が発しない限り、国民と同様の権利を有する。

## 第4部 法的保護に対する権利

### 第11条

(1) 第13条の規定に従うことを条件として、創作者又はその承継人は、法的保護を求める権利を有する。

(2) 2名の者が共同して意匠を創作した場合、法的保護の権利は、これらの者又はその承継人に共同で付与される。ただし、ある者が意匠の創作を支援したに過ぎず、創造的な性質の寄与を一切行っていない場合には、係る者は共同創作者とはみなされない。

(3) 意匠登録出願を最初に提出した者又は外国において意匠の権利を最初に主張した者は、第12条及び第13条の規定に従うことを条件として、創作者又はその承継人とみなされる。

### 第12条

(1) ある出願の対象である意匠の本質的部分が、別の者の意匠から係る者の係る出願に対する同意なしに取得された場合、正当な所有者は登録又は出願を自己の名義に移転させるよう要求することができる。

(2) 意匠の原創作者は、出願提出後に同意を与えることができ、出願提出日にその同意を与えたとみなされる。

### 第13条

(1) 本法の規定に従うことを条件として、特定の意匠の創作について規定する私的な契約においては、反対の旨の規定がない場合は、係る契約の履行において創作された意匠の所有権は、それを行うよう求められた者の財産又はその使用者の財産である。

(2) 前項の規定は、役務契約により従業者の創造的な作業が要求されない場合に適用する。

(3) (2)に規定する場合、従業者たる創作者は、その給与及びその意匠の重要性を考慮した支払を受ける権利を有する。当事者間において合意が成立しないときは、係る支払は裁判所が確定する。

### 第14条

(1) 意匠の創作者は、登録において創作者として自己の名称を記載させる権利を有する。

(2) 直前の規定に反する合意はない。

## 第5部 登録手続

### 第15条

- (1) 意匠の登録出願は、意匠庁に宛て、次の内容を含まなければならない。
  - (a) 意匠登録出願願書
  - (b) 出願人の完全な名称及び宛先。出願人の宛先がスーダン国外の場合は、指定宛先を記載する。
  - (c) 意匠を創作した材料の見本、可能であれば意匠のカラー写真又はスケッチ図面又は係る表現により示される構造模型その他の制作手段
  - (d) 意匠の制作方法の表示及び規則が分類を定める場合は意匠が属する類の表示
- (2) 意匠の実際の創作者が登録済の明細書に自己の名称を記載させることを希望する場合は、自己の名称、宛先及び署名を付した証明書を添付する。
- (3) 出願が代理人を介して提出される場合は、出願人が署名した委任状を添付する。署名の追認又は証明は必要でない。
- (4) 出願は、関連製品が同種のものである場合又は分類を定める規則がある場合に関連製品が同じ類のものである場合は、1から50までの意匠を含むことができる。
- (5) 規則は、意匠登録出願に含むべき内容及び細目を定める。

### 第16条

意匠登録出願人で、別の国において提出した先の出願の優先権を援用することを希望する者は、先の出願の日付及び番号、提出国及び出願人の名称を表示する説明書を自己の出願に添付しなければならない。係る者は、後に出願の日から3月の期間内に、係る出願を提出した国の担当官庁が真正なものと認証した先の出願の謄本を発送しなければならない。

### 第17条

意匠登録出願は、規則に従って規定された手数料を納付した後でなければ、受理されない。

### 第18条

- (1) 意匠庁は、出願が第7条(2)、第15条、第16条及び第17条に従っていることを確認するために、出願を審査する。
- (2) 第7条(2)、第15条及び第17条の規定に従っていない場合、意匠庁は、意匠の登録を拒絶する、ただし優先権が問われないことを条件とする。

### 第19条

- (1) 出願が第7条(2)、第15条及び第17条の要件を充たしていることを第18条に規定する審査が示したときには、更に審査をすることなく、また特に登録が第7条(1)に反するか否かに係る審査をすることなく、意匠は出願に従って登録される。
- (2) 第16条の要件を充たしていることを第18条に規定する審査が示した場合、意匠庁は、登録について主張された優先権を記録する。

## 第 20 条

(1) 意匠庁は、意匠登録簿を制定し、意匠は時系列で記録される。本法により登録が要求される各意匠のすべての詳細が登録簿に記録される。

(2) 封蝋で密封した出願に関連する第 22 条の規定に従うことを条件として、意匠登録簿は、登録番号、登録所有者の名称及び宛先が示された意匠の真正な写しを含む。係る者の宛先が外国の場合、出願及び登録双方の日付とともにその者の指定宛先を含む。優先権の主張がある場合は、番号、主張日、主張が提示された国、優先権についての主張の根拠及び第 15 条 (1) (d) の規定に基づく異なる創作段階への参照並びに最後に真正な創作者の名称が登録のために必要な場合は係る者の名称及び宛先と共に、その旨を注記する。

(3) 庁は、意匠登録証を発行し、書留郵便で登録所有者の宛先に、また宛先が外国の場合はその指定宛先に、これを送付する。

(4) 庁は、宛先又は指定宛先の変更を記録するものとし、登録意匠の所有者はこの変更を庁に通知する。

(5) 本法に別段の規定がない場合、本法に従って発行された通信は、意匠の登録所有者の最新の記録された宛先及び同時に最新の登録された指定宛先に宛てて、送付される。

## 第 21 条

(1) 庁は、登録した意匠を登録順に、第 20 条 (2) に記載するすべての詳細を示して公開するものとするが、ただし、公開は、規則が定める様式及び期間内とすることを条件とする。

(2) すべての意匠及び意匠に関連して記録されたすべての取引は、意匠庁において無料で検索することができる。何人も、所定の手数料及び写しの作成に要する費用を納付して、意匠の写しを得ることができる。

## 第 22 条

(1) 登録出願人は、自己が提出した意匠が出願日から 12 月を超えない期間、秘密に保持されるよう要求することができる。係る場合、意匠は赤い封蝋で密閉された封筒で発送しなければならない。

(2) 第 21 条に規定する登録及び公開は、意匠の写しを含まないが、密閉された封筒の開封後に第 20 条 (2) に言及する意匠の写しを転送することで、登録は完了するものとし、この写しは従前の出願に言及して公開される。

(3) 各場合において、12 月の満了後、密閉された封筒は自動的に開封される。また、出願人又はその承継人はいつでも、自己の出願を密閉された出願から開封された出願に移転するよう要求することができ、裁判所が要求する場合も、密閉された封筒を開封することができるが、ただし、封蝋で再密閉することを条件とする。

(4) 意匠は、密封された封筒の開封前は、本法に規定するようには保護されない。

(5) 上記手続の詳細は、規則により決定する。

## 第6部 意匠登録の期間及び更新

### 第23条

第35条から第37条までの規定に従って期間が早期満了しない場合、意匠登録は、出願日から5年間有効である。

### 第24条

(1) 意匠登録は、規則が定める更新手数料の納付後に、5年連続して2回更新することができる。

(2) 更新手数料は、登録終了期間に先立つ12月以内に納付しなければならないが、それにもかかわらず、規則により決定する追加手数料が納付されることを条件として、法定期間の満了後6月の期間内は、追加手数料の納付が認められる。

(3) 意匠庁は、更新の決定を記録し、所定の様式により、規則が定める期間内に決定を公開する。

## 第7部 意匠登録により付与される権利

### 第25条

意匠登録は、登録所有者に対し、他人が次のことを行うことを妨げる権利を付与する

- (a) 商品製造における意匠の使用
  - (b) 意匠に従って生産された商品の輸入、販売用の展示、販売若しくは利用又は保護取得後の複製
  - (c) 販売用の展示、販売又は利用を意図する商品の保管
- (2) (1)に記載する取引は、保護された意匠における軽微な差異を強調しているという理由又は以前に言及した意匠の制作による以外で製品に関連しているという理由のみでは、適法ではない。

### 第26条

- (1) 意匠登録により付与される権利は、工業又は商業目的でなされた行為にのみ及ぶ。
- (2) 意匠登録により付与される権利は、製品がスーダン国内で適法に販売されている場合は、保護された意匠を使用することによる商品の保護には及ばない。

## 第8部 出願の譲渡及び移転並びに登録により付与される共有財産権の登録

### 第27条

- (1) 意匠登録出願は、譲渡又は相続により移転することができる。
- (2) 出願及び登録の移転は、書面によるものとし、契約当事者が署名する。
- (3) 相続による登録意匠の譲渡又は移転は、規則が定める手数料の納付後に、意匠庁において記録されるものとし、出願の譲渡及び移転は、当該手数料の納付後に登録される。意匠の登録後は、譲受人又は受益者の名義で登録される。
- (4) 譲渡又は移転は、登録簿に記録されない限り、第三者に対抗できない。

### 第28条

契約当事者間に反対の旨の合意がない場合、登録意匠に関与する複数の所有者のいずれか又は全員は、意匠における自己の持分又は権益を譲渡し、第25条により付与される権利を行使することができるが、全員一致の同意なしに第三者が当該意匠を利用するためのライセンスは存在しないことを条件とする。

## 第9部 ライセンス

### 第29条

- (1) 意匠の所有者は、契約又は約定により、意匠を利用するためのライセンスを別の者に付与することができる。
- (2) ライセンスは、書面によるものとし、契約当事者が署名する。
- (3) ライセンス又はその適切な要約は、規則が定める手数料の納付後に、意匠庁において登録される。ライセンスは、登録されない限り、第三者に対抗できない。
- (4) ライセンスの登録は、ライセンスの失効を証明した後に意匠の登録所有者の申請に基づいて取り消される。

### 第30条

- (1) ライセンスに記載される又はライセンスに関連する条件は、意匠登録により付与される権利から派生しない又は当該権利の保護のために必要ではない制限を工業又は商業分野においてライセンスに課す場合は、無効とする。
- (2) 次の特別な場合は、制限とはみなされない。
  - (a) 意匠の使用の程度、範囲又は意匠を用いることができる生産の期間、方法又は量に関する制限
  - (b) 意匠登録の適法性に影響を与えないことをしない実施権者の義務

### 第31条

- (1) ライセンスに別段の定めがない限り、実施許諾者は、意匠を使用するための追加ライセンスを他の者に付与することができる。実施許諾者自身も、ライセンスを使用することができる。
- (2) ライセンスが絶対的である場合は、その趣旨の明示的な規定がない限り、実施許諾者は同じ意匠を使用するライセンスを他の者に付与できない又は自身が使用することができない。

### 第32条

ライセンスに別段の定めがない限り、実施権者は、スーダン国内での登録期間及び登録更新期間中、第25条に言及されるすべての事柄及び意匠に関する出願に関連するあらゆる事柄を行う権利を有する。

### 第33条

- (1) ライセンスに別段の定めがない限り、ライセンスは第三者に対して移転可能でないものとし、実施権者はサブライセンスを付与する権利を有さない。
- (2) 実施権者が、自己のライセンスを移転すること又はサブライセンスを付与することを契約により授権される場合は、第29条から第32条まで及び第34条が適用される。

### 第34条

1966年財務(為替管理規則)の規定を害することなく、いかなるライセンス又はその補正も、外国における手数料の納付に係る場合には、当該ライセンス、補正又は更新を大臣が承認し

ない限り，かつ当該国の必要性及びその経済発展が考慮されることを条件として，適法に更新できない。

## 第10部 放棄及び無効

### 第35条

- (1) 意匠の登録所有者は、意匠庁宛の書面の具申により、自己の登録を放棄する。
- (2) 放棄は、1の物品に限定することができ又は規則が種類若しくは物品の区分を定める場合又は出願が多数の意匠を含む場合には、係る意匠の一部に限定することができる。
- (3) 放棄は、意匠庁により登録され速やかに公開されるものとし、登録されない限り有効ではない。
- (4) 意匠庁が意匠のライセンスを登録した場合は、実施権者がライセンスにおける係る権利を明白に放棄しない限り、放棄を受諾する旨の実施権者の声明が提出された後を除いて、係るライセンスの放棄は登録されない。

### 第36条

- (1) 裁判所は、法律上の利害を有する者又は所轄官庁の申請に基づいて、かつ、登録所有者に具申する機会を与えた後に、登録が無効であると宣言するが、第6条(2)に準拠して申請が行われなかった場合又は第6条(1)及び第7条の条件に適合しなかった場合には、裁判所は、第7条(2)に関して、無効の決定を発する時点で存在していない理由を考慮しないものとする。
- (2) 多数の意匠を含む出願で、登録無効の理由がその一部にのみ関係する場合、登録は、それらに関係してのみ無効と宣言される。

### 第37条

- (1) 登録が全体的又は部分的に無効であると最終的に宣言された場合、登録は宣言の範囲内で、係る登録日から無効とみなされる。
- (2) ただし、付与されたライセンスが存在する場合、裁判所は、登録の無効は実施権者が納付した金銭の還付を必要としない旨を決定することができる。
- (3) 無効の宣言が確定した場合、裁判所の登録官は意匠庁に通知するものとし、同庁はこれを登録簿に記録し、可及的速やかに公開する。

## 第 11 部 意匠登録により付与された権利の侵害

### 第 38 条

(1) 第 26 条により自己に付与された権利が侵害される虞がある又は侵害されている意匠の登録所有者は、係る侵害の防止又はその継続の中止に必要な訴訟を提起することができる。

(2) 上記権利が侵害された場合、意匠の登録所有者は、損害賠償又はその他の民事上の救済措置を申請することができる。

### 第 39 条

(1) 第 25 条に基づく意匠の登録所有者の権利に対する故意の侵害は、違法行為とみなされる。

(2) 係る違法行為は、6 月以下の懲役又は 1,000 ポンドの罰金に処し、又はこれを併科する。ただし、違法行為者がこの違法行為に先立つ 5 年以内に類似の違法行為で有罪判決を受けていた場合には、最高刑は倍加される。

### 第 40 条

(1) いずれの実施権者も、意匠の登録所有者に対し、第 25 条により登録所有者に付与された権利の侵害に対する民事又は刑事上の救済を求める訴訟の提起を書留郵便により要求することができる。

(2) ライセンスに別段の規定がある場合を除いて、登録実施権者は、登録所有者が係る要求から 3 月以内に必要な法的措置をとることを拒絶又は無視した場合に、第 25 条により付与された権利が侵害されたことが裁判所に証明された場合は損害賠償を請求するか、又は登録所有者への警告後にその代理で、かつ当該手続に参加する登録所有者の権利を害することなく、係る訴訟を提起することができる。実施権者は、当該訴訟に参加することにつき、登録所有者に対する責任を負う。実施権者は、実施権者の無断の訴訟の帰結として登録所有者が被った損害について登録所有者に対する賠償責任を負う。

### 第 41 条

(1) 裁判所は、本法の適用に起因する紛争並びに特に意匠庁の決定、法的保護を受ける権利、従業者たる創作者への支払決定、ライセンス及び登録回避、意匠における権利の侵害に対する不服申立を審理する管轄権を有する。

(2) 管轄裁判所は、被告の住所地の裁判所とするが、被告が外国に居住する場合、管轄裁判所は意匠庁が存在する法域の裁判所とする。

(3) 裁判所の決定は、1974 年民事訴訟法に従って上訴及び破棄の対象となる。

### 第 42 条

本法に基づく違法行為を法人が行った場合は、違法行為が行われた時点で法人の管理者、部長、秘書役又は同様の役職にあった者又はその資格で行為していた者は、当該違法行為がその者の暗黙の了解なく行われたこと、及び自己の職務の性質及び取り巻く環境を考慮して違法行為を防ぐために必要な措置を講じていたことを証明しない限り、違法行為を行ったとみなされる。

#### **第 43 条**

大臣は、本法の規定の施行のために規則を策定することができ、かつ、この権限の一般性を害することなく、当該規則は、第 4 条、第 15 条、第 17 条、第 21 条(1)、第 22 条(5)、第 27 条(3)及び第 29 条(3)に言及される事項を定めることができる。